

## 資料1 - 1 社会保険庁の組織の在り方について

- 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終とりまとめ（概要） . . . . . 1
- 新組織の枠組みのイメージ . . . . . 3
- 社会保険庁の抜本改革の基本的考え方 . . . . . 4
- 社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について（概要） . . . . . 5

## 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終とりまとめ（概要）

- 公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離した上で、それぞれ新たな組織を設置し、それぞれの事業の運営を担わせる。

### 公的年金の運営主体について

- 公的年金については、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要であることから、徴収をはじめとする業務全般について政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立する。
- 組織の基本的機能である「意思決定機能」、「業務執行機能」及び「監査機能」について、権限と責任の分担を明確にし、その機能強化を図り、新たな組織として再出発する。
- 「意思決定機能」として、複数の外部専門家から構成される「年金運営会議」（仮称）を設置し、運営の基本方針、事業計画の策定等の重要事項の決定に際しては同会議の議を経ることとする。  
また、年金受給者や年金保険料負担者等の意向を新組織の運営等に十分に反映させるため、年金受給者や年金保険料負担者等から構成される運営評議会（仮称）を設置し、年金運営会議は運営評議会から定期的に意見を聴取し、その反映に努力する。
- 「監査機能」として、新組織の長直属の複数の外部専門家を「特別監査官」及び「特別監査官補佐」として登用し、会計監査、業務監査、個人情報監査を徹底する。
- 収納率の向上、サービスの向上、事業運営の効率化等を実現するための構造改革を推進する。
  - ① 大幅な人員の削減  
市場化テストの実施等による外部委託の拡大やシステム刷新による業務の削減により、政管健保の公法人への移行分を含め、正規職員・非常勤職員併せて約1万人の国家公務員の削減を図るとの社会保険庁の方針について、さらに精査の上、具体的な人員削減計画を策定し、組織のスリム化を計画的に推進する。
  - ② 民間企業的な人事・処遇の導入  
職員の人事・処遇について、能力・実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進管理等に反映させる民間企業的な能力主義・実績主義に立った措置を講じる。
  - ③ 地方組織の抜本的な見直し  
地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めるため、都道府県ごとに設置されている社会保険事務局（47ヶ所）を廃止した上で、ブロック単位に集約化する。

## 政管健保の運営主体について

- 政管健保については、
  - ・被用者保険の最後の受け皿として、安定した財政運営が図られる規模であること
  - ・保健事業の拡充等による医療費適正化等の保険者機能を十分に発揮できること
  - ・都道府県単位での財政運営及び地域での医療費を反映した保険料率の設定がなされるよう、各都道府県単位で一定の自立性を有すること等が求められる中で、国とは切り離された全国単位の公法人を設立し、財政運営は都道府県単位を基本として、保険給付、保健事業、保険料設定等の事務を実施させる。
- 「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減等の観点から、公的年金の運営主体において併せて実施する。
- 組織の基本的機能の強化等については、公的年金の運営主体と同様の措置を講じる。
- 業務運営の状況及び実績について、毎年度、厚生労働大臣に報告し、実績評価を受けるとともに、被用者保険の最後の受け皿としての機能を確保するため、厚生労働大臣は必要な監督等を行う。
- これらの点を含めた新組織の具体的な在り方については、今後、医療保険制度改革の議論において、詳細な検討を行うことが適当である。

## その他

- 福祉施設については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人による売却等を進めるとともに、施設の運営等が委託されている公益法人についても廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進める。
- 新しい組織に沿った形で、業務の実施方法やそれを支える社会保険オンラインシステムの徹底的な見直しに取り組む。

## 改革の実現に向けて

- 取組可能なものから逐次速やかに実施するとともに、改革の年次計画を作成の上、実行を図り、毎年度、進捗状況を点検する。
- 組織改革のより具体的な内容や進め方等について議論する場を厚生労働大臣の下に設置する。

# 新組織の枠組みのイメージ

## 年金運営会議（意思決定機能）

- ※外部専門家
- ・大臣が任命
  - ・常勤又は非常勤
  - ・任期5年程度

### 運営評議会

- 年金保険料負担者・年金受給者・学識経験者により構成

意見反映

評議会の委員は必要に応じて年金運営会議に出席し、直接意見を述べるができるものとする。

### 新組織の長（議長）

・制度改正に関する提案・意見聴取

- ・大臣が任命
- ・内部登用を原則とせず、ふさわしい人材を幅広く求める

外部専門家  
(学識経験者)

外部専門家  
(保険料徴収)

外部専門家  
(サービス向上)

外部専門家  
(ガバナンス)

厚生労働大臣

(監査機能)

### 特別監査官

(複数名／民間専門家)

- （会計監査・業務監査）
- ・個人情報管理監査
  - ・新組織の長が任命
  - ・常勤又は非常勤
  - ・任期5年程度

### 特別監査官補佐

(複数名／民間専門家)

### 監査担当組織

執行幹部

各課・室

地方組織

業務執行機能

# 社会保険庁の抜本改革の基本的考え方

社会保険庁の問題点

業務改革

組織改革

緊急対応プログラム  
等を実施 (16年11月~)

- 国民の視点に立っていないサービス
- 予算執行の無駄
- 非効率な業務運営
- 保険料徴収の不徹底
- 内部統制(ガバナンス)の不足
- 個人情報の不適切な取り扱い

- 休日(毎月第2土曜日)(17年1月~)・夜間(毎週月曜日20時まで)(16年12月~)の年金相談
- インターネットによる年金個人情報即時提供(17年度~)
- 「地方課」を廃止し、「サービス推進課」を新設(17年1月)
- 随意契約や資料の見直しなど調達における透明性・競争性の確保(調達委員会の設置)(16年10月~)
- 社会保険事務費の効率化(17年度~)  
(業務の見直し等による減(システム経費を除く)前年比▲約10%、80億円削減)
- 社会保険オンラインシステムの見直しによる契約の透明化・業務の効率化(17年度)
- 業務量に見合った人員配置の見直し計画を策定し(17年3月)、地域間格差を是正(17年度~)
- 県域を超えた人事異動の拡大(17年度~)
- 市町村の所得情報の活用による強制徴収等の実施(16年10月~)
- 国民年金保険料納付額証明書を発行し、社会保険料控除の際に活用(17年2月)
- 社会保険事務所ごとの年度別行動計画の策定(15年度:63.4%→19年度:80%)
- 職員団体との確認事項等(覚書1件、確認事項101件)をすべて破棄(17年1月)
- 職員行動規範の策定・徹底(16年12月~)
- 端末操作に必要なカード番号を職員ごとに固定化(16年7月~)
- アクセス内容の監視システムを整備(17年3月~)

## 公的年金

〈意思決定機能〉

- 複数の外部専門家による「年金運営会議」において重要事項を審議

〈業務執行機能〉

- 地方組織の抜本改革
  - ・社会保険事務局(47)を廃止し、地域ブロック単位に再編成
- 能力主義に立った民間企業的な人事・処遇の導入

公的年金の運営主体〈国〉

- 保険料収納率の向上が公的年金の最重要課題。
- 年金事業に特化した組織とした上で、徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす。
- 社会保険と労働保険との徴収事務の一元化に道筋。
- ※外局とするかどうかを含め、国内における新組織の位置づけについては年末までに検討。

強制徴収等のための要員強化  
(常勤約1.5千人増員)

「特別監査官」として  
複数の外部専門家を登用

## 組織のスリム化

(常勤約3千人、非常勤約5.4千人削減)

- 市場化テスト等の外部委託の徹底(事業の民営化) など

## 政管健保

《公法人》(常勤約2.2千人、非常勤約1.5千人)

医療費の地域差に対応し、医療費適正化等保険者努力を促す仕組み一部道府県単位の財政運営を行うことができる仕組みを導入するなど保険者機能を強化

## 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構〈5年後に廃止〉

(約300の年金福祉施設等を廃止・売却)

国家公務員の大規模な削減  
 (常勤約3.7千人、非常勤約6.9千人)

※増減職員数は、現時点での仮試算  
平成17年度の常勤職員数17,365人、非常勤職員数11,461人

# 社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について（概要）

平成17年5月31日  
自由民主党  
社会保障制度調査会  
社会保険庁等の改革ワーキンググループ  
年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループ  
行政改革推進本部  
厚生労働部会

社会保険庁改革については、これまで、年金福祉施設について、5年を目途に独立行政法人による売却等の整理合理化を進めるとともに、施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた徹底した見直しを速やかに進めることを決定。

社会保険庁本体の組織改革については、本年2月以降、集中的に議論を進め、以下のとおり、意見を取りまとめた。

## 1 政府管掌健康保険について

- (1) 政管健保については、全国単位の公法人が保険運営を行う方向で検討する。
- (2) その際、財政運営は基本的には都道府県単位とする方向で検討し、今後、医療保険制度改革の中で更なる議論を進める。
- (3) 保険料徴収については、厚生年金の運営主体において一体的に行う。

## 2 公的年金制度について

- (1) 組織改革に当たっては、最重要課題である年金保険料の収納率の向上を確実に実現できるものとするのが不可欠。  
また、人員削減・コスト削減やサービスの向上等の抜本的な改善を成し遂げ、国民の信頼を回復しなければならない。
- (2) 現行組織が抱える問題の深刻さを踏まえ、現行の社会保険庁は事実上廃止し、これまでの外局と異なる新しい組織、機能、形態を構築することが必要であり、国会・与党の十分な監視の下に、新たな政府組織において公的年金制度の運営を担わせる。

- (3) 新組織においては、
- ① 民間への外部委託の徹底等による「大幅な人員の削減」の実現
  - ② 能力主義・成果主義に立った「民間企業的な人事・処遇」の導入
  - ③ 地方事務官制に帰因する組織体質を根本から改めるため、都道府県単位の「社会保険事務局の廃止」とブロック単位への集約化
  - ④ 組織の意思決定の場や監査部門への「外部専門家の参画」などの構造改革を断行させる。
- (4) さらに、社会保険庁職員が漫然と新組織の職員に移行しないよう、
- ① 厳正な「サービスの宣誓」を行った者に限り、新組織の職員とし、法的措置を含め検討する。
  - ② 厚生労働省の他部局や、他省庁への配置転換を行う。
  - ③ 人事評価制度に基づき、職務を的確に遂行する能力を欠く職員については、降任、降格を行うほか、教育・訓練を行った上で、改善が難しい場合には、自主的な退職を促すといった措置を講じる。
- (5) 新組織については、従来の組織にとらわれず、名称、位置づけ等に関し、引き続き、本年末までに検討し、次期通常国会に、政管健保の公法人化と併せて、関連法案を提出する。
- (6) 新組織の発足から概ね一年を経過した時点において、収納率の向上、サービスの改善、人員の削減の状況を総合的に評価し、改革の進捗が不十分で国民の信頼が回復されないと判断される場合には、独立行政法人化の可能性を含め、更なる組織改革の方策を再検討する。  
新組織の発足の時点においても、予定した設立のスケジュールに沿って着実に改革が進捗しているか十分な検証を行う。
- (7) 収納率の向上を図るために、組織改革による対応に加えて、新たな政府組織の下での市町村との連携等の取組を検討する。
- (8) 社会保険オンラインシステムについては、コストの削減を図りつつ抜本的な見直しに着手することとし、「次期社会保険事務システム（仮称）」を構築する。
- (9) 今後とも、「社会保険庁の解体的出直しと新組織設立スケジュール」に基づき、改革が着実に実行される過程を十分把握し、適切な対応を求める。その際、年金福祉施設の独立行政法人による整理合理化や公益法人の見直しについても、併せてフォローアップを行う。